

フランスのソーシャル・ミックスの現状と課題

新潟大学 工学部 寺尾 仁

- . イル=ドゥ=フランスの社会経済の空間構造
 - 1. 地域開発の新課題
 - ・ 地域圏を超える問題が徐々に減少
 - 30年間の地域開発政策の成果
 - 高等教育 / 研究開発 / 医療 / 公務員雇用 / 財政調整
 - 地方からパリへ上る人の減少
 - ・ 問題が徐々に市街化
 - ますます豊かで不平等なイル=ドゥ=フランス地域圏
 - 90年代に地域圏内部の問題の進行
 - 困窮：雇用 / 失業 / 学校 経済活力
 - 不平等の空間化
 - 治安の悪化
 - パリ圏(イル=ドゥ=フランス地域圏 + 隣接地域圏)を対象区域
 - 中枢都市重視 「均衡」から「地域によって異なる公共」へ
 - 平等な公共投資から投資の社会的利用の平等へ
-
2. 現状分析
 - ・ 地域開発と雇用創出
 - 経済の転換と社会的影響
 - 拠点化の継続
 - 警戒すべきだが回復不能ではない経済空間の不均衡
 - ・ 徐々にセグリゲーションが生ずる社会空間
 - ・ 均衡の取れた環境
-
3. 公共施策の方向
 - ・ 社会的排除対策の強化が最優先
 - ・ 雇用を開発し環境を守るために都市の上に都市を建直す
 - ・ 公共施策の配置の改善

- ・各分野の政策をこれらの優先度に沿って進める

・市街地の連帯と再生に関する法律 Loi relative a la solidarite et au renouvellement urbains (S.R.U.)

1 . 前史

- ’77 H.V.S.(居住と社会生活)
O.P.A.H.(住居改善プログラム事業)
- ’82 D.S.Q.(地区社会開発)
- ’90 ベッソン法
- ’91 L.O.V.(都市の方向付けに関する法律)

2 . 制定の目的

背景: 市街地の拡張の組織化 国民的・地方的議論の喚起
セグリゲーション対策
公共団体間の関係 水平関係・垂直関係

目的: より緊密な都市政策
持続可能な成長に資する交通政策
より連帯的な都市
市街地のソーシャル・ミックス
多様で良質な住宅の供給

3 . 概要

a . 都市圏区域シエーマ(schema de coherence territoriale: S.C.T.)

都市計画・住宅・交通・商業施設を関連づける戦略的計画
S.D.の廃止:専ら土地利用

都市計画地域プラン (plans locaux d’urbanisme: P.L.U.)

地域開発・公共空間・景観・環境のプロジェクト

義務的記載事項の削減 当該市町村の状況により適した都市計画規則

P.O.S.とP.A.Z.の廃止

市町村簡易都市計画

P.L.U.をもたない小市町村の都市計画文書

民主主義の強化・手続きの簡素化・法的安全の改善

都市計画文書策定への住民参加

公共審査の強化

都市計画税制

新道沿道地所有者への負担金新設

集合住宅建設促進へ設備地方税改正

C.O.S.超過負担金・P.L.D.超過負担金の廃止

b . 時間制駐車と公共交通の連携管理

公共団体の協同による交通政策の協調

旅客鉄道の地方分権

パリ運輸組合(Syndicat des Transports Parisiens)の改革

c . 社会住宅の少ない市町村への建設(55 条)

H.L.M.と社会賃貸住宅の役割を強化する

社会賃貸住宅賃貸組織間の連帯を広める

賃借人・賃貸人間の協議を促す

不衛生・危険対策の手続きを有効にする

区分所有建物の劣化の予防・対処

住居改善事業団

4 . 争点 社会住宅建設義務(55 条)

a . 制度

対象区域：人口 15,000 人以上の市町村を少なくとも 1 つ含む人口 5 万人以上の都市圏内に位置する人口 3,500(イル=ドゥ=フランス地域圏では 1,500)人以上の市町村

社会住宅：・ H.L.M.住宅

・ 協定住宅

・ 海外圏の混合経済会社所有住宅・ 鉱山の被用者向け住宅

・ 高齢者・ 障害者・ 若年労働者・ 出稼ぎ労働者等向け住宅・ 施設

適用除外：・ 1990 年以降人口減少市町村

・ 騒音・ 環境保護による建築制限の掛かっている市町村

目標：20 年後には市町村内の主たる住宅数に占める社会住宅数の割合を 20%

方法：・ 広域的な連合内では地域住宅プログラム

・ 市町村ごとの目標設定。地域住宅プログラムがない場合は、各市町村が 3 ヶ年計画を立てて 20 年後の目標達成。最低でも 20 年後の目標達成必要数に対して各 3 ヶ年ごとに 15% ずつ進捗。

手段：市町村による社会住宅不足課徴金 1,000 フラン(約 1,7000 円)/戸の支払

住民 1 人当りの租税負担可能額が 5,000 フラン以上は割増

課徴金総額が 25,000 フラン未満の場合は免除

市町村が、社会住宅供給を目的とする土地留保を実施する権限のある

広域行政団体に含まれ、地方住居プログラムが策定済みであれば、課徴金は当該公社

そうでないかイル=ドゥ=フランス外ならば支払いは、土地開発公社あるいは市街地整備基金

制裁：3ヵ年計画終了後の目標未達成に対して課徴金増額あるいは県行政長官の代執行？ 国会審議中

現況：1999年国勢調査

人口15,000人以上の市町村を最少1含む都市圏数：113

上記都市圏の総人口：2950万人

上記都市圏の主たる住宅数に占める社会住宅数の割合：23.2%

上記都市圏中上記割合が20%未満の対象市町村数：約800

目標達成に必要な社会住宅年間建設追加戸数：約20,000

年間社会住宅建設予算(1998・1999)：70,000戸分

年間建設社会住宅戸数(2000)：42,572

b. 住宅供給組織の対応

ア. 中古住宅

施主	手段	賃借人
H.L.M.組織あるいは民間デヴェロッパーによる修復		
H.L.M.	P.L.U.S.とP.L.A.- 1%負担金と/または 市町村の援助の可能性	・市長・県行政長官・H.L.M.組織 から成る割当委員会 ・1%負担者予約権 ・個人への援助
H.L.M.	P.L.S. あるいは ベッソン制度の可能性 民デヴェ	・家主による選択 ・所得上限 ・個人への援助
N.P.O.経由		
民間家主	修復用賃貸借	・N.P.O.による賃借人選択
N.P.O.		・所得上限 ・個人への援助
民間家主による住宅改修		
民間家主	A.N.A.H.の補助	・民間家主による選択
民間家主	O.P.A.H. あるいは	・所得上限 ・個人への援助
N.P.O.		

イ．新築

施主	手段	賃借人
H.L.M.による建物建設		
H.L.M.	P.L.U.S.とP.L.A.- 1%負担金と/または 市町村の援助の可能性	・市長・県行政長官・H.L.M.組織 から成る割当委員会 ・1%負担金予約権 ・個人への援助
官民共同プログラム		
H.L.M.	将来の竣工状態における と 売買(P.L.U.S.とP.L.A.- 民間家主 によって資金調達される 建物の一部) 1%負担金と/あるいは 市町村からの援助	・市長・県行政長官・H.L.M.組織 から成る割当委員会 ・1%負担金予約権
H.L.M.	P.L.S. と 1%負担金の可能性 民間家主 民間あるいはH.L.M.による住宅建設 民間家主 P.L.S. ベッソン制度の可能性	・H.L.M.組織による賃借人選定 ・1%負担金予約権 ・個人への援助 ・民間家主による賃借人選定 ・所得上限
H.L.M.	P.L.S. 1%負担金の可能性	・1%負担金予約権の可能性 ・個人への援助

c．批判と憲法院 Conseil Constitutionnel 判決(2000年12月7日)

ア．地方公共団体の行政の自由への侵害 C.C.: 合憲

市町村への課徴金

C.C.:市町村の自由を奪うほどには、収入全体も税収全体も減らさない

社会住宅開設義務

社会住宅概念の拡張 H.L.M.のみから前記の定義へ

C.C.:目的についても範囲についても明確

イ．平等原則への違背 C.C.: 合憲

C.C.: 市町村の置かれている状況の差の考慮

ウ．社会住宅実現約束を果たさない市町村に課す制裁

C.C.: 約束遅延の理由の性質や大きさに関係ない制裁は違憲